

平成 22 年 9 月 21 日

土地家屋調査士

原田 信介 殿

佐賀県土地家屋調査士

会長 水竹 亦雄

件名 : 佐賀県土地家屋調査士会が有償で行う仲裁・和解行為が弁護士法  
に抵触するか否か、ほかについての件への回答

- 3 については、弁護士会の理事会に出席し、センターさかの規則・費用規定  
ほか事前に渡し疑問な点は説明して参りましたので弁護士会としては、十  
分理解して頂いているものと思いますので、協定もできましたので、また  
同じように全国 45 (内 6 会は認証済み) 単位会が有償で実施しています
- 4 については原田会員が指摘されているとおりです、早急に理事会にて  
提案し訂正をします、ご指摘ありがとうございました。

平成 22 年 9 月 10 日

佐賀県土地家屋調査士会

会長 水竹亦雄 殿

土地家屋調査士

会員名 原田信介

件名：佐賀県土地家屋調査士会が有償で行う仲裁・和解行為が弁  
護士法に抵触するか否か、ほかについての件。

## 1、内容

1. 佐賀県土地家屋調査士会が土地家屋調査士法第 3 条第 1 項第 7 号の指定を受け、佐賀県土地家屋調査士会のなかに境界問題相談センターというセクションを設置し、有償にて仲裁・和解行為をおこなっている。
2. 土地家屋調査士会の設立及び目的については土地家屋調査士法第 47 条に規定があるとおりで、同会が会員以外の国民に対して有償にて仲裁・和解行為をする行為をすることができる法的根拠もございません。  
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第 28 条には認証紛争解決手続きの業務を行うことに関し報酬を受けることができる規定が存在しますが、佐賀県土地家屋調査士会は未だに同法第 5 条に規定がある法務大臣の認証を受けておりません。
3. 佐賀県土地家屋調査士会は有償にて仲裁・和解行為をしても、報酬を得る目的で行っていないと主張すれば、弁護士法第 72 条に抵触しないとの判断をなされているのか。？
4. 筆界と境界との区別並びに法律根拠について理解しているのか。また境界問題相談センターさかの規則に第 2 条に「土地の境界が明らかでないことを・・・」規定しているが「筆界」の誤りでないのか。土地家屋調査士第 3 条第 1 項第 7 号にも「筆界」との記載があるが「境界」との文言はないのになぜ「境界」という文字にしているのか。

## 2、添付資料

別紙のとおり



添付ファイルの最適化 有効 NXPowerLite 設定

このメッセージの状況：フラグが付いています

送信者： 佐賀県土地家屋調査士会

日時： 2010年9月21日 9:51

宛先： 原田 信介

件名： 質問事項に対する本会の回答

添付： 原田会員への回答2299.doc (28.7 KB) 原田会員への回答2296.doc (30.7 KB) 原田会員への回答H229.10.doc (28.7 KB)

原田信介調査士様へ

お疲れ様です。

質問事項を3通いただきありがとうございましたので

回答を送信致します。

よろしくお願い致します。

-----  
佐賀県土地家屋調査士会

〒840-0041

佐賀市城内二丁目11番10-1号

TEL：0952-24-6356

FAX：0952-24-6349

Eメール：sagatyo@po.bunbun.ne.jp  
-----